



市区町村 / 児童相談所で共通利用可能な 児童虐待対応のための
セーフティーアセスメントツール構成ガイドと構成例

2019 年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業

調査研究課題番号 20

児童虐待対応におけるアセスメントの在り方に関する調査研究

必読

本資料をご覧になる皆様へ



セーフティーアセスメントツールについて

本資料では、児童相談所または市区町村における子ども虐待対応において「子どもの安全を守る」ために必要となる調査項目や、項目に該当した場合に重篤な事態が並存する可能性等に関する情報が紹介されています。これらの情報は、国内外の研究結果を収集することや、本邦における全国の児童相談所・市区町村を対象とした調査研究によって明らかになった事実を元に作成されています。

本資料の内容を正しく理解し、活用するためには、必ず留意事項等を含めた詳細事項を確認してください。研究結果に関する詳細な情報は、事業報告書および報告書サマリー、さらには添付された「アセスメント項目情報リスト」をご覧ください。

記載内容の一部分の文言や結果のみを切り出して利用する場合は、研究結果の「誤った解釈」「誤った利用」につながる懸念されるため、十分注意してください。



セーフティーアセスメントツールを使うことができる場面

本研究事業では、「児童相談所と市区町村で通告受理・相談対応された児童虐待事例のうち、一時保護の実施や児童相談所送致が積極的に検討された事例」の情報をを用いて、各種数値情報を推定しています。本資料に示される統計数値に基づく情報（例えば、重篤事態の並存可能性）を、それ以外の対象集団に適用することはできません。また、アセスメント項目についても、国内外の様々な研究から情報を取得しています。したがって、本資料に示される項目や数値情報を、対象範囲外の集団に適用することは基本的にできません。学校や保育園・幼稚園などに本資料を配布するなどして利用することは、誤った理解を助長する可能性があるため、必ず市区町村や児童相談所の担当者等の指導のもとで利用してください。



項目の適切な使用と判断について

本資料に示す項目やアセスメントツールは、児童相談所および市区町村の担当部門が、子ども虐待対応の特に初期段階において活用する調査・対応判断のための補助ツールです。本資料に示された情報だけで、子ども虐待対応に関わる介入判断等がなされている訳ではありません。

また本事業では、全国調査を実施することで本邦全体の平均的な傾向を捉える統計解析を行なっています。各地域によって、子ども虐待事例の様相は異なることが想定され、さらには支援に利用できる資源も異なります。したがって、本資料に示す情報が必ずしも全ての自治体に適したものであるとは限らず、本資料に含まれない重要な情報を含めて、各自治体で慎重な対応判断が行われているということをご理解ください。

また、本資料に示す情報は全て、該当すれば「虐待」を判定するものではありません。虐待を「疑うためのものでもありません。」「子どもの安全を守る」という観点から、児童相談所や市区町村担当部門が必要な情報を収集し、適切な支援を届けるための「手がかり」となる情報が掲載されています。



第1章 セーフティーアセスメントの構成ガイド

児童虐待対応の特に初期段階においては、「子どもの安全を確保する」という観点からのセーフティーアセスメントが重要な役割を担う。本資料は、2019年度厚生労働省 子ども・子育て支援推進調査研究事業「児童虐待対応におけるリスクアセスメントの在り方に関する調査研究」の一環で作成された、セーフティーアセスメントツールの構成ガイドである。研究の結果得られた420の調査観点と、それに付随した項目統計情報を用いて※、各自治体がそれぞれの地域特性に応じたアセスメントツールを構成するための基本的考え方と手順について説明する。活用主体は全国の市区町村・児童相談所を想定している。リスク認識の共有や効果的な連携の一助としてほしい。



セーフティーアセスメントツール構成の目的

本事業での文脈に限らず、児童虐待対応に係る各種アセスメントツールはいずれも「アセスメント」を補助するものである。事例の状況を包括的に整理・定式化し、適切な支援・介入に繋げるためのアセスメントの一部であるという認識は強く保持されたい（ツールへの該当・非該当のチェックが目的ではない。また、ツールが対応判断の全てを説明するものではない）。

適切な「アセスメント」のためには、(1) 必要な情報が十分に収集され、(2) 収集した情報が正しく評価され、(3) 評価の結果と介入・支援方針が結びついているという要素を少なくとも満たす必要がある。

本稿でガイドするセーフティーアセスメントツールでは、(1) 児童の安全を脅かす事態とそれが並存する可能性を査定するために必要な情報（調査観点）を示し、(2) 項目該当状況から追加調査の推奨と懸念される重篤事態が示され、(3) 重篤事態の該当状況と一時保護（児童相談所）・児童相談所送致（市区町村）の実施が原則的に対応づけられる仕組みとなっている。特に児童虐待対応における初期段階で「児童の安全を確保する」ための、調査支援と判断の補助を目的としたツールであることを理解されたい。



想定活用場面と査定対象範囲について

本事業で想定しているアセスメントツールの活用場面は、(1) 通告・相談受付から一時保護・児童相談所送致に係る調査・アセスメント場面、(2) 連携会議等での初期リスク情報の共有場面、(3) 再通告や対応中の事例に懸念が生じた場合などの再調査場面を主に想定している。

査定対象とする範囲は、以下の3つである。

- 1 児童の生命の危機が懸念される具体的状況および致命的な虐待行為
- 2 性的虐待（その疑いを含む）を含めた児童の心身発達に重大な影響を及ぼす可能性のある状況・行為
- 3 上記の重篤事態の並存が懸念される児童・養育者・生活環境等の状況

※ 本アセスメントツール構成ガイドとともに添付された「アセスメント項目情報リスト」を参照



ツール構成の基本的思想

本事業におけるツール構成の最大の主眼は「重大な結果の見落としを防止するため、必要な情報を的確に収集するための積極的な調査を援助する」ことにある。この前提を踏まえた上で、以下の観点を実現することを意図したアセスメントツールの構成を行なっている。

- (1) 「重篤事態」を示す状況が定義され、各事例での該当状況が評価できる
- (2) 「重篤事態」が観測されていなくとも、その並存可能性を念頭に置いた的確な調査・情報収集ができる
- (3) 「重篤事態への該当」や「並存の懸念」が、一時保護の実施（調査保護を含む）やそれを見据えた児童相談所送致の意思決定に原則対応づけられる（構造化意思決定方式）
- (4) 上記(1)～(3)をもって、重篤な事案への対応の見落としを防止する
- (5) これらが実質的に運用場面で実現できるようツールの利便性を最大限高める一方で、得られた知識や項目の情報が損なわれないようにする



項目基礎情報の活用

アセスメントツールを構成するためには、項目の基礎となる評価観点が包括的に集められていなければならない。本事業では、国内外の文献からアセスメント項目を収集し、全国調査によってそれらの項目がもつ基礎情報を数量化した。詳細は、本アセスメントツール構成ガイドとともに添付された「アセスメント項目情報リスト」を参照されたい。同リストは、本資料で例示するセーフティーアセスメントツール構成例を作成する際にも利用している。ここでは、アセスメント項目情報リストを活用する際の、特に統計指標やその解釈に関する留意事項を整理する。

【項目情報リストの内容】

- **情報取得の容易性**
初期調査（予備調査）および訪問調査段階で、各項目の情報がどの程度取得しやすいか（何割程度の事例で収集可能か）を示した数値。市区町村と児童相談所別での参考値が得られている。「情報収集について、関係機関それぞれが得意・不得意とするものを考慮した役割分担」を考える視点や、「自組織はどの程度当該情報が取得できるか」「必要な情報が収集できるような体制が整っているか」などを見直す契機として活用してほしい。
- **重篤度評定値（主観評価）**
項目に該当した場合の主観的な重篤度認識と、重篤度認識に関する「市区町村—児童相談所間」の差異が数値として得られている（どちらが正しいということは存在しない）。「重篤度認識にはブレが生じやすい」「関わる事例の内容や職務によって、組織間で認識の齟齬が互いに発生しうる」という観点から、認識をすり合わせるための協議が必要であるという気づきにつながることを期待している。
- **重篤項目並存リスク比（該当時リスク比）**
「当該項目に該当した場合、該当しなかった場合よりも、何倍の割合で重篤項目が並存していたか」を示す。該当した場合に並存が特に懸念される重篤事態は、「重篤な身体的虐待」「重度ネグレクト」「性的虐待（疑いを含む）」の3つである。



第2章 ツールの構成手順

セーフティーアセスメントツールの構成をガイドする背景には、(1) 関係機関とアセスメントツールを共同利用する上で、それぞれの組織が協議の上で作成し、合意を得たものを運用することが円滑な連携の鍵となりうること※1、(2) 重篤であると判断される項目に地域ごとの違いが想定されること（例えば、寒冷地での戸外締め出し等は、該当時の重みが異なる）という二つの意図が存在する。また、既に自治体で独自のツールを作成・運用している場合にも、その定期評価・見直しの際の参照資源となるよう、本事業で得られた知見の使い方をガイドする必要があるだろう。



基本情報と重篤項目該当状況欄の設置（例は第3章）

【基本情報】 **記録必須** 最低限記録・蓄積が必須となる基本情報項目。必要事項は適宜追加できる

- ・主たる虐待種別
- ・児童の年齢と性別
- ・主たる養育者種別（実父・実母・実父以外の父・実母以外の母・その他）と年齢・性別
- ・主たる虐待者種別（実父・実母・実父以外の父・実母以外の母・その他）
- ・通告相談経路（福祉行政報告例に準拠※2）
- ・その他該当事項（虐待による過去の係属歴または回数・DV/ 面前暴力・特定妊婦）

【重篤項目】 **記録必須** 下記のように短縮する場合、重篤項目に関する定義は別リスト等で必ず行う

- 重篤な身体的虐待 重度ネグレクト 性的虐待（疑いを含む） その他 重篤項目



重篤事態の並存が懸念される項目への該当状況欄の設置（例は第3章）

【重篤事態の並存が懸念される項目への該当状況】 **記録推奨**

アセスメント観点（調項目）を8群とした場合、下記のように短縮しても良い。内容定義は別リスト等で必ず行う

- | | |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 子どもの様子に関して懸念事項がある | <input type="checkbox"/> 養育環境・生活状況に懸念事項がある |
| <input type="checkbox"/> 養育者の様子に関して懸念事項がある | <input type="checkbox"/> 妊娠・出産時状況に懸念事項がある |
| <input type="checkbox"/> 家族関係・世帯情報に懸念事項がある | <input type="checkbox"/> 初期情報・安全確認に懸念事項がある |
| <input type="checkbox"/> 社会関係・支援者との関係に懸念がある | <input type="checkbox"/> その他 重篤事態並存に係る懸念がある |

※1 子ども・子育て支援推進調査研究事業 事業報告書（2020）。「課題番号14：市町村の体制強化に関する調査研究（市町村支援福祉司、要対協、児童相談所と市町村の通告後の連携施策）」（事業主体 国立研究開発法人産業技術総合研究所）。

※2 厚生労働省より <https://www.mhlw.go.jp/toukei/chousahyo/index.html#00450046>



重篤項目定義リストの作成（例は第3章）

重篤項目への該当状況をチェックするためには「何が重篤な状況や行為に相当するか」についてあらかじめ定義しておく必要がある。重篤項目には、(1) 全国で共通の標準項目と、(2) 各自治体で定義した独自項目とを明確に分けて利用・記録・蓄積（電子データ・データベース化）されたい。全国で蓄積されたデータを活用して知見を創出し、得られた知識を全国の各自治体に還元する上で、項目測定内容の統一（標準化）が極めて重要となるためである。具体的な整理方法は、第3章の「重篤な身体的虐待」「重度ネグレクト」「性的虐待（疑いを含む）」「その他 重篤項目」の該当ページを参照されたい。

なお、左ページに示した4つの「重篤項目」に、具体的な状況を示す下位項目を記載し、定義リストの代替としてもよい。その場合にも、全国で共通の標準項目と、各自治体で定義した独自項目への該当状況が明確に区別可能な形式で整理されている必要がある。



重篤事態の並存が懸念される項目リスト（調査補助項目）の作成

重篤事態の並存は、たとえ「現時点でそれが観測されていなくとも」、周辺情報からその並存可能性を想定することができる。重篤事態の並存を考慮するための周辺情報は、すなわち「積極的に収集を検討する調査観点」であり、「重篤事態発見の糸口・手がかり」である。以降、これらの調査観点を「調査補助項目」とする。

調査補助項目は、例えば左ページに示した8群のように、評定対象の観点から分類・整理することができる。8群の例以外にも、「DV・面前暴力に関連する項目群」や「乳幼児を対象とした項目群」などを独自に追加で設置することもできる。本アセスメントツール構成ガイドとともに添付された「アセスメント項目情報リスト」を参照し、必要に応じて組み上げられたい。その際、「他の項目群と内容の重複がない」ように工夫されたい。

各項目群に含まれる詳細項目については、可能な限り「該当・非該当・不明」等の該当状況が記録され、電子データとして蓄積されることが望ましい。事例の詳細を捉えた情報から、対応事例の内容の変化（個別・全体）や、それに応じた対応策を講じることにつながる。各自治体が、独自に新規の知見を発信する基盤にもなるだろう。

以下では、調査補助項目リストを作成する上での手順と基本事項を整理する。

STEP1 項目群のテーマを定める（例．児童の身体所見）

STEP2 関連項目を収集する（例．児童にアトピーや喘息がある / 児童に体重増加不良・低身長がある）

STEP3 項目を適度にグルーピングして統合する（例．児童の身体疾患・発育不全）

統合前の項目内容は「具体的内容」として情報を残す

STEP4 統合前の項目が持つリスク情報（統計情報）を統合する

児童にアトピーや喘息がある場合：「重篤な身体的虐待の並存が懸念」

児童に体重増加不良・低身長がある場合：「重度ネグレクトの並存が懸念」

→ 統合後「児童の身体疾患・発育不全がある」：「重篤な身体的虐待・重度ネグレクトの並存が懸念」

表 調査補助項目リストの作成例（一部）

児童の身体所見（構成例：項目群のテーマ）		重篤並存			
(統合後) 身体疾患・発育不全がある	児童にアトピーや喘息がある	該当	身体	ネグ	性的
	児童に栄養障害・体重増加不良・低身長がある	<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	

※ アセスメント項目情報リスト p34【項目ID 077・078】参照





第3章 セーフティーアセスメントツール構成例

本章では、研究の結果得られた項目情報を最大限有効に活用するための、セーフティーアセスメントツールの標準構成例を提示する。必ずしも本構成例をそのまま活用する必要はないが、「最低限情報の記録と蓄積を強く推奨・必須とするもの」については、独自に作成したツールを運用する自治体であっても、今後の組み入れ・活用を検討されたい。また、本構成例をそのまま活用する場合は、「関係機関と、具体的な項目内容および運用方法を協議の上、リスクの共通認識・基本対応方針等での合意を得た上で」当該セーフティーアセスメントツールを活用することを推奨する。活用にあたって、留意事項を含めた個別の説明事項はよく確認されたい。



本事業で提案するセーフティーアセスメントツール構成例の要素

- 1 フェイスシート（セーフティーアセスメントサマリー）
- 2 重篤項目定義リスト（全国標準 + 自治体別追加項目）
- 3 調査補助項目リスト（重篤事態の並存懸念項目）



各要素の構成意図

1 フェイスシート（セーフティーアセスメントサマリー）

重篤項目と調査補助項目を合わせると、その下位項目数は 100 を超える。いずれも重要なアセスメント観点であるが、それら全てを並列に配置したツールでは情報を共有する上での利便性が低い。セーフティーアセスメントの実施結果を要約する資料として、フェイスシートを設置した。

2 重篤項目定義リスト

本事業での調査の結果、同じ項目であっても「重篤度の認識」が大きく異なりうることが示された。「重篤な事態」をあらかじめ定義しておくことは、重篤性の認識や対応方針を一貫させる上で重要と考えられる。重篤項目の定義リストには、「全国標準項目」と「各自治体が適宜追加可能な独自項目」の 2 つを設置している。地域の特性や、関係機関間で合意の得られた観点を項目として追加されたい。

3 調査補助項目リスト（重篤事態の並存懸念項目）

重篤事態の並存を予測する項目を 8 つの観点から整理したもの。事例の実態を捉える観点がリストアップされており、調査で収集する情報内容と、収集した情報がどのように評価されるのか（ここでは、重篤事態の並存可能性）が示されている。一時保護の実施や児童相談所送致など、介入的対応を講じる際の決定根拠となる情報収集などを含め、調査で収集したい観点を補助する項目群である。



【アセスメント項目の査定領域】

本資料に示すアセスメント項目（観点）は、いずれも国内外の文献から収集されたものである。可能な限り網羅的な項目収集を試みたものの、児童虐待対応にかかるアセスメント観点を網羅できていないわけではない。文献等には言語化されていない、数多の観点が存在するはずである。

また、本アセスメントツール構成例において項目が不採用であるからといって、当該脱落項目がアセスメントに不要であるわけではない。死亡事例や、事例の長期継続、将来的な再発の予測や家庭復帰の可否判断など、本事業の範囲外にあるアセスメントにおいて、採用されなかった項目が事例を紐解く重要な観点になる可能性は十分にある。その意味で、本研究事業では、死亡事例、長期に渡るケースの見通しや将来の予測判断、家庭復帰の可否判断に関わる数量的知見を直接扱っておらず、対象範囲外となっていることに留意されたい。

【数量情報の適用対象範囲】

調査で収集した事例データは、全国の児童相談所と市区町村で対応する事例の中の、一時保護または児童相談所への送致が積極的に検討された事例が対象となっている。したがって、本研究で得られた数量的な結果を、それ以外の集団に適用することはできない。ただし、数量結果は適用できないものの、アセスメントの観点としての項目内容（視点）自体は、対象に拘らず参照することが可能である。ただし、（学校や園などの）対象外機関への配布等の取り扱いについては、誤った理解を助長する可能性があるため、十分な指導の元で実施されたい。

【項目への該当・非該当に係る判断について】

本構成例における調査補助項目は、該当によって虐待かどうかを「判定」したり「疑う」ための項目ではない。統計的な関連性から観測されていない児童の危機を未然に予測し、安全確認のための積極的な情報収集を支援するための項目である。言い換えれば、「調査の手がかり」であり、重篤事態の並存を発見するための糸口である。

各補助項目およびその数量的な解析結果は、「非該当だから安全」を保障するものではない。また、「該当したから危険」を即座に決定づけるものでもない。

「該当した場合に丁寧な調査が施され、その結果、安全が確認される（あるいは、観測されていなかった重篤事態が見過ごされずに発見される）」ことが、本構成例における補助項目設計の最大の意図である。





1. フェイスシート構成例の解説



児童の年齢に関して

記録必須

- 児童年齢に関して

国内では、「心中以外の死亡事例」に占める6歳未満の児童割合が86.2%となっている(※1引用文献より執筆者算出)。国外の研究報告では、死亡事例の90%が4歳以下であるという例も示されている※2。

各種重篤事態や調査補助項目の該当にかけ合わせ、必ず児童の年齢を考慮した対応を講じられたい。



基礎情報に関して

記録必須

当該基礎情報は、事例の概要を押さえる上での必須事項であるという前提に基づき設置。別の書式等で記録共有されている場合等は省略することもできる。

- その他該当事項について

虐待による過去の係属歴は、将来の再通告の予測要因として指摘されている※3。その他、近年著しい件数増加の生じているDV・面前暴力事案や、特定妊婦に関する今後の情報蓄積のため、これらの記録と活用を推奨したい。



問題の具体的内容 / 調査後明らかになった事実

虐待行為や生活状況等の具体内容(特に客観的事実)を簡潔に記載できるよう設置。

運用上の利便性の観点から、設置の有無も含めて適宜調整されたい。



重篤事態の並存が懸念される情報

記録推奨

- 懸念される事項がある場合の積極的な追加調査を促すことを目的に設置。記録(データ蓄積)推奨項目。
- 当該項目によって扱われるのは、該当の事実と、標準定義リストに定めた重篤項目の「並存の懸念」である。各自自治体が独自に設定した重篤項目の並存に関しては、予測対象範囲外であることに留意されたい。



重篤事態の該当状況

記録必須

- 記録必須項目とする。
一時保護等の明確な介入根拠となる情報等の記録は、説明責任を担保する上で極めて重要である。
また、調査の必要性が生じた各段階で重篤事態の発生に関する情報が記録・蓄積されることで、「一時保護等の解除判断」や「再発予測」、「終結判断」等に関わる今後の重要な知見を得ることができる。
- 標準項目と独自項目いずれかに該当した場合にチェックをつけるものとして設置している。
- 個々の項目に「該当」「非該当」「不明」を設置しても良い。該当時には「単回・複数回」などの反復集積性情報のチェック欄や、情報の出自(本人報告/職員現認等)を記載する欄を設置しても良い。



意思決定方針と説明根拠

記録必須

- 記録を強く推奨する。重篤事態の発生状況や調査状況に基づく、対応の方針(ただし、一時保護の実施の有無をここで確定させるものではない)とその根拠や、必要な関係機関の役割・主担当などが明確に記述されることにより、見過ごし等の重大事態を防止することが期待できる。
- 本シート以外の既存書面に記載欄等がある場合は、必ずしも設置しなくとも良い。

※1 平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等に関する調査研究」事業報告書
執筆者による注釈と引用：厚生労働省「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等」第5次報告から第14次報告のデータに基づく。
心中以外の事例では、0歳0ヶ月0日の死亡が19.6%、0歳0ヶ月1歳未満が30.7%、1歳以上3歳未満が19.3%、3歳以上6歳未満が16.6%、
心中事例では、9歳以上が30.4%、3歳以上6歳未満が23.1%、6歳以上9歳未満が22.9%と報告。詳細は本編を参照。

※2 例えば、Chance, T., Scannapieco, M. (2002). Ecological Correlates of Child Maltreatment: Similarities and Differences Between Child Fatality and Nonfatal Cases. Child and Adolescent Social Work Journal, Vol. 19, No. 2, April 2002.

※3 例えば、平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業 事業報告書(2019)。「課題番号26:体系的な子ども虐待データベースの構築及びデータに基づくリスクアセスメントの効果に関する調査研究」(事業主体 国立研究開発法人産業技術総合研究所)。

セーフティーアセスメント(フェイスシート)

構成例と児童相談所の想定記入例

評価時点 2020年4月10日

児童氏名	調査 太郎
児童ID(連番)	99999(1)

児童年齢	児童性別
4歳8ヶ月	<input checked="" type="radio"/> 男・女・その他

● 基礎情報

主たる虐待種別	<input type="checkbox"/> 身体的虐待 <input type="checkbox"/> 性的虐待 <input type="checkbox"/> ネグレクト <input checked="" type="checkbox"/> 心理的虐待
通告(一次)経路	警察等 (DV通報による身柄付き通告)
その他該当事項	<input checked="" type="checkbox"/> 虐待による過去の係属歴(現通告で3回目) <input checked="" type="checkbox"/> DV・面前暴力 <input type="checkbox"/> 特定妊婦
主たる虐待者	<input type="checkbox"/> 実母 <input checked="" type="checkbox"/> 実父 <input type="checkbox"/> 実母以外の母 <input type="checkbox"/> 実父以外の父 <input type="checkbox"/> その他()
主たる養育者	<input checked="" type="checkbox"/> 実母 <input type="checkbox"/> 実父 <input type="checkbox"/> 実母以外の母 <input type="checkbox"/> 実父以外の父 <input type="checkbox"/> その他()

● 問題の具体的内容(重篤事態が確認されている場合は一時保護・児童相談所送致を原則検討する)

主訴・事実 実父から実母へのDVの目撃。刃物を使った脅迫。
児童の額にうっすらとした痣の後を確認。受傷理由不明。

● 重篤事態の並存が懸念される情報 (調査補助項目リストを参照)

<input checked="" type="checkbox"/> 児童の様子に懸念事項がある	<input type="checkbox"/> 養育環境・生活状況に懸念事項がある
<input checked="" type="checkbox"/> 養育者の様子に懸念事項がある	<input type="checkbox"/> 妊娠・出産時状況に懸念事項がある
<input type="checkbox"/> 家族関係・世帯情報に懸念事項がある	<input type="checkbox"/> 初期情報・安全確認に懸念事項がある
<input checked="" type="checkbox"/> 社会関係・支援者関係に懸念事項がある	<input type="checkbox"/> その他 重篤事態並存の懸念事項がある

● 調査後に明らかになった事実

**重篤な事項
懸念される情報** 1ヶ月前に実父が「児童の額を握りこぶしで叩いた」という実母からの報告。
「しつけ」として体罰を是認(実父)。実父は学校・保健師に対して攻撃的(学校/役所より)。

● 重篤事態の該当状況(重篤項目定義リストを参照)

<input checked="" type="checkbox"/> 重篤な身体的虐待(未確認事項なし)	<input type="checkbox"/> 重度ネグレクト(未確認事項なし)	該当時 原則 一時保護 児童相談所送致 実施を検討
<input type="checkbox"/> 性的虐待(疑いを含む)(未確認事項なし)	<input checked="" type="checkbox"/> その他重篤事態(未確認事項なし)	

● 意思決定方針と説明根拠

児童に対する重篤な虐待行為あり。直ちに一時保護を検討。その後は、施設措置を主たる対応方針と想定。

父母は離婚手続きを開始。父母の離婚後、母親宅で在宅支援となった場合は児童相談所が継続担当。定期評価で介入的対応の必要性がなくなったと判断されたら(DV・身体的虐待、攻撃的態度の継続的な解消確認をもって)市区町村へ支援委託を検討する。



2. 重篤項目定義リストの解説

必読



定義リストの考え方と使い方について

- 本事業では、子ども虐待における重篤事態を示す標準定義リストを、「生命の危険がある」「児童の心身発達に重大な影響が懸念される」「一時保護の実施が基本的に推奨される」という3つの観点から定めた。これらの基準に相当するか否かについては、先行して利用されているアセスメントツールの参照や、死亡事例を扱った先行研究の知見、検討委員会による精査を踏まえて決定している。
- なお、本事業で示す標準定義リストは「重篤事項を網羅したもの」ではなく、「最低限、標準として必須と想定されるもの」である。
- 各地域の実態等を踏まえ、標準定義リストに不足のある事態については、「自治体別定義リスト」を用いてあらかじめ重篤事態の定義を補って活用されたい。
- 「リスト内の個々の下位項目にも該当を入れる」ことで、実態を詳細に記録・共有できるだけでなく、蓄積データを用いて「再発予測」や「継続対応中の悪化」等を予測するといった研究への活用も可能となる。

2-1 重篤な身体的虐待について



標準定義リストについて

- 定義リスト内の下位項目のいずれかに該当した場合は「重篤な身体的虐待に該当」とする。このとき、個々の項目に「該当」「非該当」「不明」を設置しても良い。該当時には「単回・複数回」などの反復集積性に関する情報のチェック欄や、誰から得た情報か（本人報告 / 職員現認等）を記載する欄を設置しても良い。
- 時代の変化等に応じて内容は変更しうることが前提である。全てを網羅できている訳ではない。不足する重篤事項については、「自治体別独自定義リスト」に項目を設置されたい。
- リスト内の下位項目のまとめ方を変更しても構わないが、個々の内容は脱落させないこと。
- 医学的な創傷等の説明に関する資料として、例えば本ページ下部に紹介する文献等を参照されたい※。



その他の重篤な身体的虐待について

- 子ども虐待事例には「その他」でしか事例内容を形容できないものが大いに発生しうる。あらかじめ想定困難な虐待行為が存在することを踏まえ、その他の項目を設置している。
- 「児童に生命の危機が懸念される」「心身の発達に重大な懸念のある行為」「一時保護の実施 / 児童相談所への送致等の介入が必要と判断される身体的虐待内容」のうち、リストに定義されないものについては、当該「その他」の欄で記録することを想定している。

※ 『子ども虐待対応医師のための 子ども虐待対応・医学診断ガイド』一般社団法人 日本子ども医学会
URL: <https://jamscan.jp/manual.html>

執筆者による注釈：医師向けに整理された資料であることに留意。あらかじめ注意事項等を確認の上知識の参照資源とされたい。

表「重篤な身体的虐待」の標準定義リスト

記録
必須

■ 重篤な身体的虐待に該当【標準定義リスト】	
<input type="checkbox"/>	熱中症や低体温症など児童が危険にさらされる戸外への意図的な締め出し行為
<input type="checkbox"/>	拘束・縛り付け・逆さ吊り・一室への閉じ込め・長期外出の禁止などの行為
<input type="checkbox"/>	乳幼児を激しく揺さぶる行為 (Shaken Baby Syndrome / Abused Head Trauma 等疑いを含む)
<input type="checkbox"/>	児童を踏みつける・頭部顔面や胸部・腹部を殴る蹴る・養育者が児童の身体の複数箇所を殴打している・頭部顔面の外傷や頭蓋内出血がある・腹部の鈍的外傷がある
<input type="checkbox"/>	頭部の瘤や抜毛 (後頭部まで確認)、上まぶた・顔面に点状の出血や痣、目の血走りなど、児童の頭部・顔面に外傷がある。あるいは、児童の耳介や耳穴、または口の周囲 (上下唇) や口内の挫傷・裂傷がある
<input type="checkbox"/>	道具を使った体罰または暴力行為 (外傷の有無や軽重を問わない)
<input type="checkbox"/>	新旧が混在する創傷がある
<input type="checkbox"/>	特徴的な形状の創傷 (帯状痕、二重条痕等)
<input type="checkbox"/>	眼底出血・網膜剥離・水晶体脱臼などの眼科所見ある
<input type="checkbox"/>	内臓損傷または出血・骨折・多発骨折
<input type="checkbox"/>	代理によるミュンヒハウゼン症候群 (疑い含む)
<input type="checkbox"/>	首を絞める行為または首を絞めた痕がある (頸部絞扼または絞扼歯)
<input type="checkbox"/>	溺れさせる行為 (風呂に沈めるなど)
<input type="checkbox"/>	鼻と口をふさぐ行為。乳幼児の場合は顔に布をかける
<input type="checkbox"/>	布団蒸し行為 / その疑い
<input type="checkbox"/>	熱湯をかける・広範囲の熱傷がある (意図的な受傷が疑われる)
<input type="checkbox"/>	異物や不適切な薬物を飲ませる、中毒症状がある
<input type="checkbox"/>	受傷状況不明・受傷理由が不明な重度の外傷・骨折等
<input type="checkbox"/>	(乳児の場合のみ) 移動を獲得する前の段階で児童に外傷がある
<input type="checkbox"/>	児童が泣き止まないことに苛立つての身体的暴力がある (ただし、年齢や暴力の内容を考慮すること)
<input type="checkbox"/>	児童に鼓膜破裂・難聴・鼻中隔骨折などの耳鼻科的所見が認められる
<input type="checkbox"/>	児童の耳・脳・腹部・下腹部・背中・脂肪部位 (内腿・臀部) など、事故で受傷しにくい部位に外傷や内出血がある
<input type="checkbox"/>	小型円形熱傷 (タバコ熱傷)、手形・つねった痕、ミミズ腫れなど児童の身体に特徴的な形状の外傷・瘢痕 (古傷) がある
<input type="checkbox"/>	その他重篤な身体的虐待

記録
推奨

表「重篤な身体的虐待」の自治体別定義リスト

記録
必須

■ 重篤な身体的虐待に該当【自治体独自定義リスト】	
<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	

記録
推奨



2-2 重度ネグレクトについて



標準定義リストについて

- 本事業では、重篤な身体的虐待と同様、重度ネグレクトの標準定義リストを、「生命の危険がある」「児童の心身発達に重大な影響が懸念される」「一時保護の実施が基本的に推奨される」という3つの観点から定めた。
- 「リスト内の個々の下位項目にも該当を入れる」ことで、実態を詳細に記録・共有するだけでなく、蓄積データを用いて「再発予測」や「継続対応中の悪化」を予測するといった研究への活用も可能となる。
- 定義リスト内の下位項目のいずれかに該当した場合は「重度ネグレクトに該当」とする。このとき、個々の項目に「該当」「非該当」「不明」を設置しても良い。該当時には「単回・複数回」などの反復集積性情報のチェック欄や、誰から得た情報か（本人報告 / 職員現認等）を記載する欄を設置しても良い。
- 時代の変化等に応じて内容は変更しうることが前提である。全てを網羅できている訳ではない。不足する重篤事項については、「自治体別独自定義リスト」に項目を設置されたい。
- リスト内の下位項目のまとめ方を変更しても構わないが、個々の内容は脱落させないこと。



その他の重度ネグレクトについて

- 重篤な身体的虐待と同様に、「児童に生命の危機が懸念される」「心身の発達に重大な懸念のある行為・状況」「一時保護の実施 / 児童相談所への送致等の介入が必要と判断されるネグレクト」のうち、リストに定義されないものについては、当該「その他」の欄で記録する想定としている。

必読 2-3 性的虐待（疑いを含む）について



定義リストについて【重要】

- 本事業では、調査実施の観点から、右ページに示す定義リストを用いて「性的虐待（疑いを含む）」の該当情報を収集した。したがって、調査補助項目に示す「性的虐待（疑いを含む）の並存可能性」については、当該「本事業調査での定義リスト」を予測対象範囲としている。
- 性的虐待（疑いを含む）に関する「標準定義リスト」については、調査定義上の観点から本資料にて示すことをしない。自治体独自の定義リストを利用し、『児童相談所における性的虐待対応ガイドライン 2011年版』を必ず参照の上（留意事項を含め、特に p13-p15 に示す「性的虐待・性暴力被害を疑わせる事柄」および p27-36 に示される「一時保護の実施」）、当ガイドラインに準拠した項目設置を実施すること。
- 本事業で示した性的虐待（疑い含む）の並存可能性に関する知見は、上記ガイドラインに示される「性的虐待・性暴力被害を疑わせる事柄」に相当する事態の並存を、さらにその周辺情報から予測することを支援するものである。



その他の性的虐待（疑いを含む）について

- 重篤な身体的虐待、重度ネグレクトと同様に、リストで定義されない事態を扱う欄として設置している。

※ 児童相談所における性的虐待対応ガイドライン 2011年版(2011/03/30)

厚生労働科学研究費補助金政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業）「子どもへの性的虐待の予防・対応・ケアに関する研究（研究代表者 柳沢正義）」
児童相談所における性的虐待対応ガイドラインの策定に関する研究班（研究分担者 山本恒雄）
性的虐待の被害確認のための面接のあり方に関する研究班（研究分担者 庄司順一）

表「重篤ネグレクト」の標準定義リスト

記録
必須

■ 重度ネグレクト (放任怠惰・育児放棄・医療ネグレクト) に該当【標準定義リスト】

- 医療ネグレクト、感染症・乳幼児の下痢・慢性疾患・重度の外傷等があっても病院の受診がない
- 乳幼児の遺棄・置き去り・放置 (車内含む)
- 児童に監護責任者不在での夜間徘徊・放置 (※保護等判断にあたっては児童の年齢等を十分に吟味すること)
- 器質的な理由によらず児童の身長または体重が標準身長・標準体重の -2SD を下回っている (にも拘らず、病院未受診の場合はさらに重篤性を高く見積もること※)
- 脱水症・栄養失調・肺炎・敗血症等による児童の衰弱がある
- 養育放棄、養育者が児童の養育 (医療的対応含む) に関して無関心・拒否的・「世話をしたくない」等の訴えがある※
- その他重篤ネグレクト

記録
推奨

※ 検討委員による補足・追加事項

表「重篤ネグレクト」の自治体別定義リスト

記録
必須

■ 重度ネグレクト (放任怠惰・養育放棄・医療ネグレクト) に該当【自治体独自定義リスト】

-
-
-

記録
推奨

表「性的虐待 (疑いを含む)」の定義リスト (本事業調査での定義リスト: 標準ではない)

記録
必須

■ 性的虐待 (疑いを含む) に該当【本事業調査での定義リスト】

- 性器・口腔・肛門への挿入を伴う行為 (加害者の性器・口腔・肛門へ被害児の性器や手、モノ等を挿入させられることを含む)
- 直接または着衣の上から児童の身体に触る・触らせる
- 性器や性交を見せる
- 児童をポルノグラフィーの被写体にする
- 児童に売春や援助交際を強要する
- 養育者等が着替えを覗いたり、一緒に入浴することを強要したりする
- 性的描写のある物品を児童の見える状態にしている
- 児童に対して卑猥な言葉を発する行為 (※)
- 児童に性感染症や性器・肛門・下腹部の傷がある
- 被害内容不明であっても、性的虐待の示唆がある
- 児童が年齢不相応な性的興味・関心・知識を有する (※)
- その他 性的虐待が懸念される環境や状況がある

※ 該当する場合に調査保護等を含めた積極的な情報収集を必要とするものではあるが、当該項目に該当したことをもって一時保護等の実施を直ちに・一律に規定しうるものではないことに留意したい (検討委員による補足事項)

対応ガイドラインに準拠した項目を追加設定すること

表「性的虐待 (疑いを含む)」の自治体別定義リスト

記録
必須

■ 性的虐待 (疑いを含む) に該当【自治体独自定義リスト】

-
-



2-4 その他重篤項目について



標準定義リストについて

- 本事業では、全国の市区町村・児童相談所を対象とした調査で収集された「項目別重篤度評定値」を参考に、あらかじめ定義されなかった重篤項目の抽出を行なっている（詳細は事業報告書を参照）。
- 当該「その他 重篤項目」に示す標準定義リストは、任意の代表値（重篤度評定値の中央値 90 以上）を用いて仮に選抜しているため、各自治体・地域ごとに重要視される視点が網羅されていない可能性が高い。
- 重篤事項として不足する観点は、「その他 重篤事態」の自治体別定義リストを活用し、追加を検討されたい。この時、追加を検討する項目が「重篤な身体的虐待」「重度ネグレクト」「性的虐待（疑いを含む）」に明確に含まれると判断される場合には、それらの自治体別定義リストに組み入れられたい。

表「その他 重篤事態」の標準定義リスト

記録
必須

■ その他 重篤事態に該当【標準定義リスト】

- 家庭内で、首を絞める等の窒息につながる DV 行為、刃物等の武器を用いた DV 行為（「殺すぞ」等の脅迫または暴力）が発生している
- 養育者によって、児童に不適切な薬物投与がなされている（意図的かどうかを問わない）
- 養育者が児童に心中や自殺を強要する行為・発言がある。児童に自傷行為や自殺企図がある。
- 児童が帰宅を嫌がる・拒否する
- 児童自身が保護・救済を求めている
- 養育者が児童の保護・救済を求めている。現状解決されていない養育上の課題に対する解決方法を求めている。
（※ 検討委員による追加判断。性的虐待や重度ネグレクトの並存可能性が懸念される項目であることに留意）
- 養育者から、「このままでは何をするかわからない」「児童を殺してしまいそう」などの自己制御困難に関する訴えがある
- 虐待行為の可能性が高いと判断されるにもかかわらず、養育者が虐待を否定する・認めない
- 養育者の自殺企図・親子心中の未遂・ほのめかし（死にたい / 殺したい）がある
- 児童および養育者の居所が不明
- 世帯が生活困窮状態にある（その日の生活に困る）※ページ下部の記載を確認すること
- 養育者や児童が、別の養育者に対して「殺されるかもしれない」「何をするかわからない」等の確信めいた不安や恐れを訴える
- きょうだいに虐待死・死因不明死・事故死情報がある

記録
推奨

※ 上記項目以外に、「母親が妊娠そのものを受容できない / できなかった」という項目に高い重篤度評価値が得られていたが、運用上の文脈不整合により除外を行なっている。取り入れを検討する場合、自治体独自の項目として検討されたい。

表「その他 重篤事態」の自治体別定義リスト

記録
必須

□ その他 重篤事態に該当【自治体独自定義リスト】

-
-
-
-
-
-
-
-
-

記録
推奨

※ 「国連総会採択決議 64/142. 児童の代替的養護に関する指針」では、「金銭面及び物質面での貧困、又は直接的にも間接的にもかかる貧困によってのみ生じた状態が、児童を親の養護から離脱させ、児童を代替的養護下に置き、又は児童の家族への復帰を妨げる唯一の正当化事由であるべきではなく、かかる貧困又は状態は家族に対する適切な支援提供の必要性を示すシグナルとみなされるべきである。」とされている（II-B-15）ことに留意されたい。

参照 URL: <https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r98520000018h6g-att/2r98520000018hly.pdf> (日本語版)
引用: Resolution adopted by the General Assembly on the report of the Third Committee(A/64/434) 64/142. Guidelines for the Alternative Care of Children,



3. 調査補助項目リストの解説



調査補助項目リストの考え方と使い方

- 調査補助項目リストの設置目的は、「たとえ重篤事態が現状確認されていなくとも、その並存可能性を念頭においた調査を補助・実現する」ことにある。
- リストに示される項目は、いずれも国内外の文献から収集されたアセスメント観点のうち、「該当した場合に重篤事態の並存可能性が高い」項目である。調査時の補助ツールとしての活用だけでなく、各種対応を講じる際の根拠情報としても活用が期待される。



補助項目リストの構成について

- 本構成例では、(1) 児童の様子 (2) 養育者の様子 (3) 家族情報・世帯情報 (4) 社会関係 (5) 養育情報・生活状況 (6) 初期情報 (7) 妊娠出産 (8) その他 の 8 つの項目群で各種アセスメント観点を整理している
- 各表の左列には、調査項目が記載されている。各表の中央列は、各調査項目の具体的な内容が示されている。具体例のうち「いずれか一つの要素」に該当した場合、当該項目を「該当」と判断する。
- 各表の右列は、項目に該当した場合に、当該事例で並存の懸念される重篤事態が示されている。項目への該当が認められた場合、重篤事態の並存をより丁寧に調査するとともに、懸念される重篤事態に関連した他の項目について情報を得ることで周辺からの根拠情報を蓄積し、調査保護の実施等介入や、関係機関との情報連携を実施することなどに役立てられたい。
- 各具体内容について、「反復性や将来の再通告・再相談が懸念されるもの」については、注釈を付している。「児童の安全を確保すること」が最大の主眼となる場面での判断には不要な情報とも考えられるが、「将来への継続を見据えたより早期からの安全確保」を検討するための情報資源として活用しても良い。



関係機関への配布等に関して

- 本調査補助項目リストに示された項目そのものは、児童相談所や市区町村だけでなく、関係機関であっても活用することができる。ただし、元来「児童相談所および市区町村における一時保護 / 児童相談所送致に必要な情報収集と判断補助ツール」として作成しているため、原則当該目的以外の利用は推奨されない。特に、「重篤事態の並存に関する統計情報（予測情報）」については、対象集団が異なる場合には適用することが全くできないため、関連機関等に配布する場合などは、当該箇所を削除するなどして対応されたい。
- また、項目への該当によって直ちに「虐待である」「危険である」「一時保護等の分離が実施される」ことを示すものではなく、該当しないことによって「安全である」「問題がない」ことを決定づけるものでもない。利用上の誤解や研究知見の誤った活用がなされないよう、説明・指導等を行なった上で利用されたい。

表 児童の様子に関する調査補助項目リスト (重篤項目の並存が考慮される項目)

児童の様子		重篤並存		
		該当	身体	ネグ 性的
学校 / 園等での心身不調の訴え	学校で保健室の出入りが頻繁にある。病気が疑われてないのに体の不調を頻回に訴えている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
学業上の課題を抱える	児童が学校にて休学、停学、留年などの問題を抱えている※。児童が落ち着いて学習に向かうことが出来ない。児童に学校での顕著な学習の遅れがある。多動・衝動性が見られる。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
学校 / 園の不自然な欠席	児童が保育所等に来なくなった等の変化があった。理由または連絡なく登園・登校しない状態が3日以上続いている。学校への不自然な遅刻・理由の明確でない欠席が頻繁に生じている※。休園や学校欠席の後の児童の状態・表情が普段と異なる※。学校や国による観察または現認時において、児童の機嫌・表情がよくない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
児童の帰宅不安 / 恐怖	帰宅することに恐怖・不安を感じている様子	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
身体接触の緊張 / 服を脱ぐ事を嫌がる	児童が、些細な身体接触でも身を固くする。児童が服を脱ぐことを極端に嫌がる。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
家庭状況を語らない	友人や関係機関の支援者などが尋ねても、児童が家族や家庭の状況を語りたがらない・隠す。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
児童の発達障害 (疑い含む)	児童に発達障害がある (疑われる場合もここでは含む)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
未就学児童の体重減少	(未就学児童において) 合理的な理由がなく、3ヶ月以上連続した体重の減少が生じている	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
栄養障害 / 成長障害 (疑い含む)	児童に栄養障害・体重増加不良・低身長がある (医師による診断のみならず、疑いを含む)、または、極端な体重の増減がある。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
家庭での食事が無い	児童が給食以外の食事を食べていない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
不衛生な身なり	児童に、身体や衣類の汚れ、異臭、シラミの発生、3日以上風呂に入っていない状態のいずれかがある。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
食べ物への執着	児童に食べ物への異常な執着がある	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
乳幼児の頻繁なおむつかぶれ	(乳幼児の場合) 乳幼児において、おむつかぶれが (週明け等) 頻繁に起こっている	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
同じ服装 / 季節外れの服装	児童がいつも同じ服を着用している※。または、季節にそぐわない服装をしている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
摂食 / 排泄の異常 / 喘息やアレルギー	児童に夜尿・遺尿・遺糞、過食・拒食・異食、アトピーや喘息のいずれかがある	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
睡眠の問題 / 悪夢の報告	児童が悪夢を見たり、睡眠障害 (入眠困難・中途覚醒等) を訴える	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
異性への恐怖 / 過剰な接近	児童に異性への恐怖または過剰な接近がある	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
児童の情緒的問題 / 対人距離愛着課題がある	児童に情緒的 / 愛着課題が見受けられる (無表情、よく泣く、視線が合わない、怯え、不安、暗い、攻撃的、遊べない、感情コントロールができない、誰にでもベタベタ) ※。養育者になつかない。不自然な身体的・情緒的密着。養育者以外の大人に過度なスキンシップ。馴れ馴れしい態度。児童が笑わない・表情が乏しい・視線が合いにくい。激しい痙攣を起こしたり、噛みついたりするなど攻撃的※。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
教員 / 保育士の独占	児童が保育士や学校教職員を独占しようとする	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
養育者に対する挑発エスカレートする行為	「大声で喚く、反抗・抵抗する、ものを汚す・壊す」など、養育者を困らせる繰り返しあるいはエスカレートする行為。養育者に対して挑発的な行動をとっていることが目につく。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
非行 / 他者を寄せ付けない態度	児童に虚言・不登校・万引き・家出・飲酒・喫煙・薬物使用・援助交際等の不良行為や問題となる行動※。他者を口汚く罵る挑発的言動。児童が人を寄せ付けない態度をとる。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
暴力を伴う問題行動	児童に暴力の伴う問題行動がある※。児童が、自身のネガティブな感情や希望が満たされない場面等で、暴力に訴える問題解決行動をとる。年下のきょうだい等、自分より力のないものに対して暴力を振るう。園や学校で友達をいじめる。他者と上手く関わらず、些細なことでもすぐにカッとなるなど乱暴な言動が見られる※。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
養育者への従順な態度	児童が養育者に過度に従順な態度をもつ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
大人への萎縮 / 自己卑下	児童が養育者や周りの大人の顔色を伺い、言動に過敏に反応する※。児童が養育者に対して怯える・怖がる・萎縮する。児童が養育者を嫌がって避けようとする。児童が「暴力を振るわれるのは自分が悪いからだ」という認識を持っている※。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
養育者を過剰に支持する	児童が養育者を過剰に支持・サポートする様子がある	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
児童の収入が徴収される	(高校生以上) 児童がアルバイト代を家に入れさせられている	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
過去の心理的・身体的虐待歴	過去に繰り返し心理的または身体的な暴力を受けていた※	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
噛み傷 / わずかな傷 / 説明されない傷	成人による噛み傷 (犬歯間が3cm以上) がある。単発のわずかな怪我または傷が残らない程度の暴力がある※。児童に、理由不明または説明のつかない外傷がある。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
見えない箇所の傷	児童に、服などで隠れた部分の怪我がある※。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

※ 本事業における調査研究の結果、「虐待による過去の係属歴」と関連の示された項目。該当する場合、反復性や将来の再通告・再相談が懸念

表 養育者の様子に関する調査補助項目リスト1(重篤項目の並存が考慮される項目)

養育者の様子 (1)		重篤並存			
		該当	身体	ネグ	性的
人前での暴言暴力 泣いてもあやさない様子	養育者が、人前で児童を罵ったり、手をあげたりする※。目の前で児童に虐待行為を加えているのを通告者 / 発見者が見ていた。児童が泣いても養育者があやさない	<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>		
養育者の家庭外ストレス	養育者が仕事での過度なストレスを抱えている。	<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>		
児童の育てにくさ	養育者が児童の育てにくさを感じている	<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>
虐待の黙認 / 擁護 / 認識欠如	虐待者以外の養育者に虐待の認識がない、または虐待者側の立場をとる。または、虐待者以外の大人がいるが、虐待者に同調または黙認している。祖父母やきょうだい、同居人や自宅に出入りする第三者の虐待行為を黙認・放置する※。非虐待者に、虐待者をかばう行為が見られる。	<input type="checkbox"/>		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
説明の回避 / 説明内容の疑念	児童の創傷 / 瘢痕 (古傷) について説明できない / 説明しようとならない。虐待行為が疑われる事柄に対して、説明する内容や証言に疑念が残る。養育者の言動に嘘が多い・疑われる※	<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
児童への口止め	(虐待行為等に関する) 児童への口止めが疑われる	<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>		
訪問時の接触困難	インターフォンを押しても出てこないなど、養育者や児童への接触が困難	<input type="checkbox"/>			<input type="radio"/>
態度から事態改善が見込まれない	関係機関による支援・指導があっても、養育者の対応に変化がない・変化が見込まれない※。児童に対する態度を改善する意欲が乏しい※	<input type="checkbox"/>		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
通告による傷つき / プレッシャー	虐待通告を受けて養育者が傷ついている・プレッシャーを感じる様子がある	<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
支援の拒絶 / 回避 / 無関心 支援者への態度に一貫性がない	児童に虐待による外傷や養育上の問題があるにも拘らず、支援機関等の利用 / 援助に否定的・消極的。関係機関による援助に対して、拒否や否定はしないが利用には至らない。養育者が、関係機関による援助の申し出やサービス利用に関心を示さない。いずれの支援機関・関係機関も、養育者と連絡を取ることができない (養育者が連絡を取らない)。正当な理由なく、養育者が援助者と児童との面会を拒否する。支援者に対する養育者の態度や、支援への意欲が頻繁に変わる、あるいは一貫しない※	<input type="checkbox"/>		<input type="radio"/>	
園や学校への不自然な連絡 無連絡 / 学校との接触回避	養育者から園や学校への不自然な連絡や、園や学校を欠席する際に無連絡だったことがある※。養育者が園や学校の職員との接触または連絡を避ける傾向にある。	<input type="checkbox"/>		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
医療受診に否定的 / 回避的	医療に対して否定的な考えを示す、適切な治療を回避する※	<input type="checkbox"/>		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
支援者への攻撃性	関係機関の支援者に対して攻撃的な言動や暴力を振るう※	<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
調査協力への無理解・非協力	養育者と、児童の安全を目的とした話し合いができない (調査の目的や意図が理解できない、協力が得られない)	<input type="checkbox"/>		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
関係機関を非難 / 脅迫 支援の被害的受け取り	学校などへの一方的な非難や脅迫行為がある※。関係機関による援助の申し出やサービス利用の推奨を被害的に受け取る。	<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>
支援者への要求が多い	養育者の支援者に対する要求が多い。	<input type="checkbox"/>		<input type="radio"/>	
乳幼児への不自然な関わり方	乳幼児への声かけが不自然、関わり方が極端な自己流	<input type="checkbox"/>			<input type="radio"/>
児童への家事強制 年齢不相当な自立等の要求	養育者が、年齢不相当に、身の自立を児童自身に任せている。児童が、家事などの養育者の役割の多くを担っている。養育者が、児童に対して、年齢・発達に明らかにそぐわない要求をする※	<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
児童への生活支配 / 行動制限 学習の無理強い	養育者が児童の言動の全てに関与したがる。(学齢児に対して) 養育者が児童に常識はずれの門限を決めている。児童の意思に反して幼稚園・学校等に登園・登校させない。養育者による、学業成績や家庭学習・塾の無理強いがある。児童が、養育者から年齢相応の行動 (スポーツやデートなど) をすることを許されない。養育者の養育態度が監視的・干渉的である。	<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>
児童への絶え間ない 叱責 / 非難 / 拒絶 / 無視	養育者が児童を怒鳴るように叱責することが日常化している※ 絶え間なく叱る・罵る。言葉での強い威嚇、辱め、非難、無視または拒絶的態度※	<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
精神科既往歴 / 不安定 判断力の減退 / 養育困難	養育者が服薬の自己管理ができないなど、不安定な状態。精神科の通院歴・既往歴がある。養育者に判断力の著しい減退がある※。または、養育者にエネルギーが無く、自律的な行動や判断が取れない。児童の事故に対する養育者の責任感が薄い。養育者が、精神的な問題から適切な育児ができない状態が継続している。過去1年間に、精神的な問題による養育の困難が生じている※	<input type="checkbox"/>		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
物質 / 行為依存 発達障害の診断 / 疑い	アルコール依存の診断または疑い。家庭内同居者にギャンブル依存・買い物依存がある。養育者に発達障害 (疑い含む) がある。	<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>		
慢性的身体疾患 / 身体障害	養育者に慢性的な身体疾患 / 身体障害がある	<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>		
うつ状態 / 無気力 または 妄想幻覚 / 躁状態がある	養育者に妄想や幻聴幻視、躁状態がある。または無気力・うつ状態が認められる。	<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
身なりが整っていない / 不衛生	養育者の身なりが整っていない・衛生的ではない※	<input type="checkbox"/>		<input type="radio"/>	

※ 本事業における調査研究の結果、「虐待による過去の係属歴」と関連の示された項目。該当する場合、反復性や将来の再通告・再相談が懸念

表 養育者の様子に関する調査補助項目リスト 2(重篤項目の並存が考慮される項目)

養育者の様子 (2)		重篤並存			
		該当	身体	ネグ	性的
怒りや突発的事態への対処困難	養育者が自身の怒りをコントロールできない・キレやすい※。養育者は、イライラすると児童に手が出てしまう。養育者が突発的な出来事に適切な対処ができない(パニックを起こす場合を含む)。	<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>		
養育者の被虐待歴 / 逆境体験	養育者に被虐待歴・愛されなかった思い・厳しいしつけを受けてきた等の過去がある	<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
養育者の都合が養育より優先生活が自己中心的	児童に必要な養育よりも大人の都合(夜遊びなど)が優先される※。養育者の生活上の関心が、児童ではなく自分中心にある。養育者に、自己中心的または思い込みの激しい態度が見受けられる	<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
養育プレッシャー / 育児不安 児童の障害等受容困難	養育者が、児童を完璧に育てなければというプレッシャーを持っている。養育者が説明を受けても障害受容や児童の特性を理解する姿勢がない。養育者に、育児・養育への強い不安がある	<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>		
世帯内役割への固定観念 特異的育児観 / 体罰・暴力是認	養育者に、家族内の男女の役割に関するステレオタイプ(固定観念)がある。養育者に、特異的と感じられる育児観や強迫観念に基づく子育てが認められる。体罰容認など、養育者が暴力を是認する価値観を持っている	<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>
養育知識 / 意欲 / 理解力不足	育児・養育に必要な知識を持っていない・知ろうとしない※。同じ質問を何度も繰り返すなど、養育者の理解力の不足がある、または知的に低い印象がある。関係機関の支援者が支援概要等を説明しても、養育者から話の要領を得た受け答えが得られない※	<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
育児スキルの不足 / 不履行	養育者に、育児に関する知識や技術の不足がうかがわれる※。主たる養育者が、授乳や入浴などの基本的な育児ケアができない。養育者が、児童の食事・衣服・学習用品など、必要な生活環境を整えていない※。保健師や市区町村等の支援がなければ継続的に適切な養育ができない※	<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
児童の衣食住への極端なこだわり	養育者に、児童の食事や生活習慣等への極端なこだわりや偏った知識がある※	<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
DVの疑い / 過去のDV相談歴	養育者による、配偶者やその他の家族などに対する暴言または暴力が疑われる。または、当該児童の世帯において、過去1年間にDV・面前暴力による通告や相談が2回以上発生している※	<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
きょうだいとの差別的扱い	養育者が、対象児童に対して、他のきょうだいと異なる差別的な扱いをしている※	<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>		
過剰なしつけ / 体罰での暴力 正座等の強制 / 暴力のほめかし	児童に対して、しつけ・体罰という理由での身体的暴力がある。正座や立ち続けることなどの身体的な苦痛を伴う長時間の姿勢の維持を強要している。児童に対して言葉で暴力行為をほめかす(「叩くぞ」などの脅し)。養育者の「しつけ」に過剰性・厳格性が感じられる※	<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>		

表 家族(きょうだい)情報・世帯情報に関する調査補助項目リスト(重篤項目の並存が考慮される項目)

家族(きょうだい)情報・世帯情報		重篤並存			
		該当	身体	ネグ	性的
内縁関係 / ステップファミリー 登録のない大人の出入り	夫婦が内縁関係にある(同居しているが結婚していない)※。子連れの再婚家庭・ステップファミリー。世帯内に、登録のない大人の出入り / 居住が疑われる(母子世帯に成人男性の洗濯物が干されているなど)。	<input type="checkbox"/>		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
きょうだい人数 / 最小児童年齢	世帯に3人以上の児童がいる。世帯における最年少の児童が2歳未満である。	<input type="checkbox"/>		<input type="radio"/>	
ひとり親家庭 / 夫婦間年齢差	夫婦間(内縁関係含む)で10歳以上の年齢差がある。未婚を含むひとり親家庭	<input type="checkbox"/>		<input type="radio"/>	
夫婦間葛藤 / 対立 / 話し合い困難 立場が対等ではない	過去1年間の間に、養育者間(内縁関係の大人も含め)に顕著な対立や葛藤があった。非虐待被害者の立場が虐待加害者より低い、または、対等な意見が言えない。養育者が夫婦不和等の家庭内対人ストレスを抱えている。養育者間で、話し合いによる問題解決に困難がある※	<input type="checkbox"/>		<input type="radio"/>	
親族の介護	養育者が、児童の養育に並行して親族の介護を行なっている	<input type="checkbox"/>		<input type="radio"/>	
登録外住所の居所・住所不定 / 放浪	児童が実際に生活している場所と、住所が異なる。住所不定・放浪・車上生活	<input type="checkbox"/>		<input type="radio"/>	
経済不安 / 就労不安定	世帯に労働による所得者がいない / 不安定な収入により生活が安定しない。いずれかの養育者に、(就労が望まれていても)働く意思がない※。世帯(同居人含む)に多額の借金がある。養育者(生計者)の失業や転職が繰り返されている。過去1ヶ月の間に、児童の生活する世帯の収入元または収入額に大きな変化があった	<input type="checkbox"/>		<input type="radio"/>	
不自然 / 複数回の転居 / 転入出	「不自然」または「複数回」の転居・転入出歴※	<input type="checkbox"/>		<input type="radio"/>	
家族構成 / 同居人変化	この数ヶ月で家族構成(同居人)に変化があった(離婚・死別・別居・家出・ステップファミリーなど)	<input type="checkbox"/>		<input type="radio"/>	
長期親子分離歴	経済困窮や養育者の逮捕などによる児童の長期的な施設入所や里親委託歴(レスパイトケア等短期委託を除く)がある。家族内で、一人の児童にのみ施設入所歴や養育者との分離歴がある※。現在の養育者の誰もが、当該児童を継続的に養育していなかった期間がある	<input type="checkbox"/>		<input type="radio"/>	
きょうだいの係属歴	きょうだいに虐待以外による相談歴・一時保護歴・措置歴等がある※。きょうだいに虐待(疑い含む)による相談歴・一時保護・入院・措置歴がある	<input type="checkbox"/>		<input type="radio"/>	
きょうだいの疾患 / 障害等	きょうだいに重度の疾病・障害等がある	<input type="checkbox"/>		<input type="radio"/>	

※ 本事業における調査研究の結果、「虐待による過去の係属歴」と関連の示された項目。該当する場合、反復性や将来の再通告・再相談が懸念

表 社会関係に関する調査補助項目リスト (重篤項目の並存が考慮される項目)

社会関係		重篤並存			
		該当	身体	ネグ	性的
支援 / 介入の困難・資源不足	関係機関の支援 / 介入が失敗または効果が得られなかった経過が過去にある。世帯内に支援の窓口となるキーパーソンがいない。親族内に援助や介入の窓口になりそうなキーパーソンがいない。児童の状態や世帯の変化を常日頃モニターできる関係機関 / 地域社会の資源がない。関係機関がいざという時に緊急支援できる状況がない。養育者および児童に必要な社会的・情緒的支援が不足状態にある。当該事例に必要な支援資源がない、または利用できない。	<input type="checkbox"/>		<input type="radio"/>	
近隣トラブル / 養育者社会関係	世帯に、近隣や他児の親とのトラブルがある。 養育者が他者と安定した対人関係を持ちにくい。	<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>		
地域からの孤立	地域社会から孤立した家庭 (宗教等から周囲との関係を拒否などを含む)。	<input type="checkbox"/>		<input type="radio"/>	

表 養育環境・生活状況に関する調査補助項目リスト (重篤項目の並存が考慮される項目)

養育環境・生活状況		重篤並存			
		該当	身体	ネグ	性的
不適切な養育環境	養育者や生活環境の様子から、今後、監督不十分により事故が発生する可能性が高いと考えられる。乳幼児が怪我をする可能性のある状態に置かれている (割れたガラスの放置・口に入れると危険なものが放置)※。世帯に、放置された多数の動物が飼育されている。生活環境が「ゴミ屋敷」状態、または、養育者に特定のため込み (ホーディング) がある※	<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
養育負担の偏り 夜間監護がない	育児の負担が、母親等一人の養育者に偏っている (パートナー等の同居者の協力が得られない)。養育者のうち少なくとも1人以上が、育児・養育を行う気が全くない。養育者が夜間勤務等により、夕方以降や夜間に児童を監護する大人がいない状況	<input type="checkbox"/>		<input type="radio"/>	
生活環境の違和感	生活実態や雰囲気、近隣世帯との違いが感じられる (指定日以外にゴミが出ている、玄関先の様子等)。子どもが生活しているにもかかわらず、「子ども用品やおもちゃがない」「部屋が不自然に綺麗」などの違和感がある	<input type="checkbox"/>		<input type="radio"/>	
児童 / 養育者の生活習慣崩れ	児童に昼夜逆転・食事時間の著しい不安定があるなど、基本的な生活習慣が崩れている※。養育者に、昼夜逆転などの生活リズムの乱れがある	<input type="checkbox"/>		<input type="radio"/>	
児童に配慮のない喫煙	生活空間での児童に配慮のない喫煙がある	<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>		

表 初期情報に関する調査補助項目リスト「重篤項目の並存が考慮される項目」

初期情報		重篤並存			
		該当	身体	ネグ	性的
養育者または児童の現認がない	児童または養育者のどちらか片方の様子が関係機関等によって現認できない	<input type="checkbox"/>		<input type="radio"/>	
生活状況の把握困難	初期調査・訪問調査を経ても虐待が生じている家庭内の状況が把握できない	<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>		
受傷起点からの時間経過	通告時点で、すでに受傷起点から時間が経過している	<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>		

表 妊娠・出産に関する調査補助項目リスト「重篤項目の並存が考慮される項目」

妊娠・出産		重篤並存			
		該当	身体	ネグ	性的
高齢出産	(当該児童に関して)35歳以上の高齢出産	<input type="checkbox"/>		<input type="radio"/>	
若年出産	妊娠が20歳未満 (過去の若年妊娠・出産歴がある場合も含む)	<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
不妊治療 / 生殖補助医療	母親に不妊治療歴 / 複数回の生殖補助医療受診がある	<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
予期せぬ妊娠 課題の伴う妊娠・出産	養育者が、過去に妊娠・中絶を繰り返している。母親が妊娠中にアルコールや薬物を摂取していた。(当該児童の出産が) 育児・養育の見通しもないままの妊娠・出産だった。当該児童の出産が、飛び込み出産や適切な医療者がいない環境下での出産だった。妊娠36週以降にも拘らず出産の準備 (育児物品の準備等含む) をしていない / していなかった。出産時に助産制度を利用している。児童が、未熟児、低出生体重児、NICU入院歴のいずれかに該当する	<input type="checkbox"/>		<input type="radio"/>	
産後うつ※	養育者に産後うつがある / あった ※「産後うつ」は突然児童を殺してしまうなどの行動が懸念されることから、特段の注意が必要 (検討委員指摘)	<input type="checkbox"/>		<input type="radio"/>	
予防接種未接種	児童に予防接種の記録がない / 予防接種を受けさせていない	<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
乳幼児健診の未受診	乳幼児健診が未受診 / 未受診歴がある	<input type="checkbox"/>		<input type="radio"/>	

表 その他に関する調査補助項目リスト「重篤項目の並存が考慮される項目」

その他		重篤並存			
		該当	身体	ネグ	性的
今までに経験したことのない事例		<input type="checkbox"/>			<input type="radio"/>
複数種別の虐待が併発・混合		<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>		

※ 本事業における調査研究の結果、「虐待による過去の係属歴」と関連の示された項目。該当する場合、反復性や将来の再通告・再相談が懸念

4. アセスメントデータの活用について

子ども虐待対応におけるアセスメントデータを蓄積する意義は大きい。児童の安全を守るための様々な知識を創出し、時間と場所を超えてそれを共有することができる。各種数量的根拠が得られれば、従来経験に基づいてなされてきた重大な局面での意思決定にかかる心理的負担を軽減することなど、現場職員を支援することもできる。

一方で、データ蓄積に係る記録業務には負担が伴う。電子システムでの情報記録を前提とした体制づくりや、関係機関と情報を共有する手続きの流れの中などで自然に情報が蓄積されるような運用マネジメントが必要となるだろう。しかし、それでもなお、事例の実態を記述する項目内容を用いた情報蓄積は、短期的にも、長期的な視座からも必要性が高い。

本節では、アセスメントデータの蓄積によって今後実現が期待できる基本トピックについて紹介する。



データの蓄積により実現が期待できること

- 「子ども虐待」という現象を理解し、支援していくための知識基盤の構築につながる。
- 「一時保護解除 / 措置解除判断」や「終結判断」など、相談業務における対応や意思決定を支える数量的知見（共有知識）の創出や、アセスメントツール開発の基礎データとなる。
- 「将来の再発可能性の評価」や、「継続対応中の重篤化予測」、「今後予測される変化・経過確認する上での重要な着眼点」など、将来発生しうる情報をあらかじめ予測する情報基盤が得られる。
- 対応する事例の実態や年次的変化、事例への対応内容を数値化することで、相談業務の運用方針の見直しや、体制整備（一時保護所等の支援資源や人的資源の充実化）に係る数量的根拠を得ることができる。
- 地方部や都市部など、地域で異なる実態に応じた子ども虐待対応の運用モデルの提案につながる基礎知見が創出できる。そして、それらを各自治体から全国に発信することができる。

アセスメント情報の蓄積は、上記の例の他にも様々な価値創造につながる事が想定される。これらの実現に際して、最低限、電子データ（データベース等）に蓄積を検討したい情報項目を次節に示す。



（最低限）蓄積が必要なアセスメントデータ

以下の内容は、本事業の文脈（アセスメントツール構成例が貢献する範囲や、今後のアセスメント関連知見の発展に向けた範囲）で提案される、蓄積が推奨されるデータの一例である。なお、情報の蓄積形態は、**随時データを解析可能な形式で出力可能（csvファイル等）な電子データベース（記録システム等）**や、**集計・解析に即したデータ形式（csvファイル等）**を前提としている。

1 各事例の基本情報（通告日時や家族構成、児童の年齢や性別、虐待種別や介入・送致等の実施など）

2 初回 / 再通告時、一時保護中や対応期間中に追加調査等が生じた場面等
各時点でのアセスメント情報

特に、「各段階での重篤事態の該当の有無」と、それを予測するための「調査観点・アセスメント項目への該当状況（少なくとも初回受理段階）」に関する情報は、児童の危機を予測し、未然に介入手立てを講じるための知識創出には必須となる。

3 継続対応中に見られた変化（関係機関からの報告等を含む）に関する情報

継続対応中の重篤化を予測するための知見を得るため、定期訪問の頻度の工夫等を講じる上では必須。統一的な項目形式での収集ではなくとも、着眼点として利用可能な知識を集約する仕組みがあると良い。

その他、家族のストレングスに関する評価情報や、提供した個別支援の内容に関する情報の蓄積等も、将来的な有効活用が期待される重要な情報であると考えられる。

【受託・研究者】

国立研究開発法人産業技術総合研究所 人工知能研究センター 確率モデリング研究チーム

高岡 昂太 (受託代表者)・坂本 次郎・橋本 笑穂・北條 大樹・鈴木 聡・菊池愛美・古川 結唯・
佐藤瑛洋・先光 毅士・坂上佐知子・村川 尚子・山本直美・北村 光司・本村陽一

【検討委員会】

社会福祉法人恩賜財団母子愛育会愛育研究所 山本 恒雄

成育医療センター / 日本子ども虐待防止学会 奥山 真紀子

東京医科歯科大学 伊角 彩

国立がん研究センター 特任研究員 安藤 絵美子

オクラホマ大学児童虐待センター 山岡 祐衣

中野区子ども家庭支援センター 田中 淳一

神奈川県子ども家庭課 稲葉 史恵

神奈川県中央児童相談所 佐藤 和宏

東京都児童相談センター事業課 大友 桂子

大阪府吹田子ども家庭センター 福田 滋

川崎市こども未来局児童家庭支援・虐待対策室北部児童相談所 出路 幸夫

千葉県市川児童相談所 渡邊 直

秋田県 横手市役所 市民福祉部 子育て支援課 大沼 吹雪

奈良市子ども未来部子育て相談課 東浦 一郎

山口県健康福祉部こども・子育て応援局こども家庭課 児童環境班 多田 基哉

大阪市こども相談センター虐待対応担当課 青木 直子



〒135-0064 東京都江東区青海 2-4-7

国立研究開発法人 産業技術総合研究所 臨海副都心センター別館 (バイオ・IT棟)

2020/03/31